

四 半 期 報 告 書

(第116期第 1 四半期)

大 阪 市 大 正 区 船 町 一 丁 目 1 番 6 6 号

株 式 会 社 中 山 製 鋼 所

(E 0 1 2 2 9)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 中 山 製 鋼 所

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	31

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第116期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 井 博 務
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3035
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松 岡 雅 啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館
【電話番号】	(03)5220-7330
【事務連絡者氏名】	専務取締役東京支店長 柳 澤 俊 三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第115期 前第1四半期 連結累計(会計) 期間	第116期 当第1四半期 連結累計(会計) 期間	第115期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	71,503	34,040	259,788
経常損益 (百万円)	1,864	△7,935	7,143
四半期(当期)純損益 (百万円)	958	△5,633	2,343
純資産額 (百万円)	84,891	79,575	84,890
総資産額 (百万円)	259,950	224,450	239,550
1株当たり純資産額 (円)	515.96	475.64	513.94
1株当たり四半期 (当期)純損益金額 (円)	7.44	△43.76	18.20
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.6	27.3	27.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△984	5,693	5,636
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,485	△1,137	△8,822
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,769	△3,853	8,434
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	3,950	9,599	8,900
従業員数 (名)	1,895	1,790	1,806

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	1,790
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	940
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別 セグメントの名称	品名	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
		生産高(千トン)	前年同四半期比 (%)
鉄鋼事業	粗鋼	101	△57.4
	圧延鋼材	184	△55.6
	加工鋼材	57	△51.8
化学事業	無機薬品等	94	13.1

(注) 上記以外の事業につきましては、役務の提供や重要性のないものであるため記載を省略しております。

(2) 受注実績

事業の種類別 セグメントの名称	品名	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)			
		受注高(百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比 (%)
鉄鋼事業	鋼材	12,050	△60.1	3,581	△66.0
エンジニアリング事業	魚礁、総合 建築工事等	603	△43.8	2,385	△19.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
鉄鋼事業	29,609	△ 55.3
エンジニアリング事業	647	△ 39.5
不動産事業	136	△ 23.5
化学事業	3,646	△ 10.8
合計	34,040	△ 52.4

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

前第1四半期連結会計期間			当第1四半期連結会計期間		
相手先	販売高(百万円)	割合(%)	相手先	販売高(百万円)	割合(%)
新日本製鐵(株)	9,390	13.1	阪和興業(株)	4,943	14.5
阪和興業(株)	7,154	10.0			

3 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く事業環境は、建築、建設機械や産業機械など各分野で、昨年後半からの急激な景気の悪化を受けて低迷が続きました。

このような経営環境の下、当社は需要に見合った生産・販売に徹し、全社を挙げて生産効率の改善やあらゆるコスト削減などを推進するとともに、品質の向上にも努めてまいりました。

その結果、当第1四半期連結会計期間の連結業績は、売上高340億40百万円（前年同四半期715億3百万円）、営業損失75億77百万円（前年同四半期21億25百万円の利益）、経常損失79億35百万円（前年同四半期18億64百万円の利益）となりました。また、愛知県と愛知県知多郡武豊町の道路建設に伴う当社の名古屋工場跡地上の建設等にかかる移転補償金と一部の土地売却などにより、移転補償金17億2百万円と固定資産売却益3億4百万円を特別利益に計上しました結果、四半期純損失は56億33百万円（前年同四半期9億58百万円の利益）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

当社グループのコア事業であります鉄鋼事業では、かつてないほどの低生産・低出荷に加え、販売価格が下落し、当第1四半期連結会計期間の売上高は296億9百万円（前年同四半期661億68百万円）となりました。損益面では、鉄スクラップ価格など原材料価格の下落や歩留向上等のコスト削減など増益要素はあったものの、大幅な減産によるコストアップと販売価格の下落が大きく上回り、さらに時価の下落に伴うたな卸資産の評価損など在庫影響が加わって、営業損失76億37百万円（前年同四半期20億3百万円の利益）と大幅な減収減益となりました。

エンジニアリング事業につきましては、建設受注物件が減少しましたが、きめ細かい営業活動を展開しコスト削減に努めましたことにより、売上高は6億47百万円（前年同四半期10億69百万円）、営業損失は54百万円（前年同四半期68百万円の損失）となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は1億36百万円（前年同四半期1億78百万円）、営業利益は1億6百万円（前年同四半期1億29百万円）となりました。

化学事業につきましては、販売量は減少しましたがコスト削減が奏功しましたので、売上高は36億46百万円（前年同四半期40億86百万円）、営業利益は66百万円（前年同四半期67百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

①流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、762億73百万円（前連結会計年度末907億79百万円）となり、145億6百万円減少しました。その主な要因は、鋼材販売量の大幅な減少に伴い受取手形及び売掛金が減少しましたこと（317億76百万円から263億8百万円へ54億67百万円の減少）と、在庫圧縮に努めましたことによりたな卸資産（商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品）が減少しましたこと（466億61百万円から362億58百万円へ104億3百万円の減少）などによるものであります。

②固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、1,481億76百万円（前連結会計年度末1,487億70百万円）となり、5億93百万円減少しました。その主な要因は、設備投資による増加9億円と減価償却実施額23億2百万円および土地等の売却3億53百万円などの減少と株式市場の回復などによる投資有価証券の増加（59億54百万円から71億89百万円へ12億34百万円の増加）などによるものです。

③流動負債及び固定負債

当第1四半期連結会計期間末における負債合計（流動負債及び固定負債）の残高は、1,448億74百万円（前連結会計年度末1,546億59百万円）となり、97億85百万円減少しました。その主な要因は、減産に伴い原材料の購入量を減少させ支払手形及び買掛金が減少しましたこと（219億81百万円から181億54百万円へ38億26百万円の減少）と、有利子負債を削減しましたこと（938億29百万円から906億50百万円へ31億79百万円の減少）などによるものであります。

④純資産

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、795億75百万円（前連結会計年度末848億90百万円）となり、53億14百万円減少しました。その主な要因は、四半期純損失56億33百万円による減少などでありあります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、95億99百万円となり前連結会計年度末と比べて6億99百万円増加しました。当第1四半期連結会計期間の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金は56億93百万円増加しました。前第1四半期連結会計期間と比べて、仕入債務の増減と税金等調整前四半期純損益による支出が増加しましたが、在庫削減に努めたことによる収入が増加しましたことなどにより、収入が66億77百万円増加しました。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金は11億37百万円減少しました。前第1四半期連結会計期間と比べて、有形固定資産の取得による支出が減少しましたことなどにより、支出が43億48百万円減少しました。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金は38億53百万円減少しました。前第1四半期連結会計期間では借入れによる収入が増加しましたが、当第1四半期連結会計期間では借入金の返済による支出が増加しましたことなどにより、前第1四半期連結会計期間と比べて、支出が106億22百万円増加しました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループに新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は次のとおりです。

当第1四半期連結会計期間における当社グループの経営環境は、かつてないほどの低生産、低出荷に加え販売価格の下落もあり、非常に厳しいものとなっており、今後につきましても予断を許さない状況が続くものと予測されます。

このような状況の下、当社グループといたしましては、引き続き需要に見合った生産・販売に徹し、コスト削減に一層努めるとともに、在庫削減などによるキャッシュ・フローの捻出を推進し、さらなる収益基盤の強化と財務体質の改善を図ってまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同利益を維持・向上させることを目的として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する以下の適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、平成20年6月27日開催の当社の第114回定時株主総会において、当社株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

なお、本対応方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 本プランの必要性

当社及び当社グループは、鉄鋼二・三次製品、エンジニアリング、化学、不動産などの事業展開を行っております。当社グループは、全国に展開した41拠点を活用し、地域・お客様に密着したきめ細かな対応を図り、堅い信頼関係を築き上げ、グループ全体の企業価値を向上することに努めてまいりました。

この体制の下、当社グループは「中期経営計画（平成18年度～20年度）」を策定し、①市況変動に強い安定収益構造への変貌、②中期的設備戦略の完遂、③グループ戦略の構築・実践を掲げ実行しております。特に、グループのコア事業である鉄鋼部門では、電気炉スラブ連続铸造機の増厚・拡張工事、熱延工場の加熱炉、スキンパスミル、コイルボックスの新設工事が完成し、平成20年度は、これらの新設備の能力を最大限に発揮し、お客様に対して、安定した品質の高級鋼を納期どおりにお届けし、安心してお使いいただくことが重要となります。

そうしたなか、近時、わが国資本市場において、株主・投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、突然に株券等の大規模な買付行為がなされ、結果として対象会社の企業価値および株主共同の利益を損なう可能性が生じる状況となっております。

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉力等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるようにするため、本プランの導入が必要であると判断いたしました。

(2) 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるものです。その概要は以下のとおりです。

① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

② 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛にご提出いただくこととします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為者が出現し、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、適時適切にその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な大規模買付情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示します。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- A 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- B 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の額・内容・算定根拠、買付資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- C 大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- D 大規模買付後に、向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- E 大規模買付後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- F その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために合理的に必要と判断する情報

③ 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知の発送後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、取締役会評価期間に入った場合は、その旨を開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

ただし、当社取締役会として、当該大規模買付行為に対する反対の意見表明を行い、または代替案の提示により、当社株主の皆様には説得行為を行うことがあります。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は下記A～Gに記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施ならびに具体的対抗措置発動の決定を行った場合には、速やかに当該決議の内容について開示いたします。

A 新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

B 新株予約権の目安となる株式の種類および数

新株予約権の目安となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

C 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

D 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

E 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

F 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

G 新株予約権の行使条件

一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

(4) 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

① ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。（以下、「本ガイドライン」といいます。）当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- A 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- B 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営）
- C 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- D 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- E 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買収対価の金額、内容、時期、方法、違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
- F 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
- G 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合

等と定めております。

② 独立委員会の設置

A大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、B大規模買付ルールを遵守している場合においては、大規模買付者が濫用的買収者に該当するか否か、等の判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するために、当社は、取締役会から独立した組織として社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。なお、独立委員会の委員については、当社取締役会による選任があり次第、速やかにその氏名、経歴等を開示いたします。

同委員会は、当社取締役から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

(5) 当社株主、投資家の皆様に与える影響への配慮

① 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当て等の具体的対抗措置は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利および利益に対して直接に具体的影響は生じません。

なお、上記(3)において述べた通り、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社の定款により認められている具体的対抗措置を取ることがありますが、具体的対抗措置の仕組み上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

そして、当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることと決定した場合には、当社株主の皆様、投資家の方々およびその他の関係者に不測の損害が生じることをないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主の皆様は引受けの申込みをすることなく新株予約権の割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様につきましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、当社は新株予約権の割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

(6) 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれに伴う開示

① 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社の平成20年6月27日開催の当社の第114回定時株主総会終結時から平成23年6月開催予定の第117回定時株主総会終了の時点までとします。ただし、第117回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成26年6月開催予定の当社の第120回定時株主総会終了の時点まで延長されるものとします。

② 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

A 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

B 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

③ 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等をふまえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

④ 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主の皆様および投資家の方々に対し、当該事実および取締役会が必要と判断する事項を適時適切に開示します。

(7) 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べています。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定ですが、当社株主の皆様および投資家の方々におかれましては、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますよう宜しくお願いします。今後、当社株主の皆様および投資家の方々に影響を与える具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することといたします。

(8) 本プランの合理性

① 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表しております。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」といいます。）においては、A企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、B事前開示・株主意思の原則、C必要性・相当性確保の原則、という三原則が定められております。

A 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則について

前述の通り、本プランは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障し、これにより、当社株主の皆様が十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることを可能にするものであり、まさに当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上の目的をもって導入されるものであります。

B 事前開示・株主意思の原則について

本プランは、事前にその内容が開示されるものですので、当社株主の皆様および投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの有効期間の延長も当社の株主の皆様方のご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しております。このように当社株主の皆様の合理的意思が反映される仕組みとなっております。

C 必要性・相当性確保の原則について

本プランは、具体的対抗措置の発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性の確保を図る措置を確保しており、また、当社株主の皆様には、3年毎の定時株主総会で直接本プランの是非につきご判断が可能である上、客観的な本プランの廃止条項も定めておりますので、株主共同の利益を向上させる買収提案等があれば廃止することができるものとなっております。

② デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述「(6) 本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を防止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、また、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を、在任中の取締役の残存任期と一致させることといたしますので、期差任期が発生することはありません。従って、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる防衛策）でもありません。

③ まとめ

以上の通り、本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものであると考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は65百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な設備の変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	131,383,661	131,383,661	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は、1,000株であります。
計	131,383,661	131,383,661	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	131,383	—	15,538	—	5,853

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ投信株式会社の連名で平成21年7月6日付で関東財務局長に提出された変更報告書により、平成21年6月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,966,901	3.78
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	4,082,000	3.11
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	488,000	0.37
合計	—	9,536,901	7.26

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,647,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 128,174,000	128,174	—
単元未満株式	普通株式 562,661	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	131,383,661	—	—
総株主の議決権	—	128,174	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権は1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が978株含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株中山製鋼所	大阪市大正区船町1丁目 1-66	2,647,000	—	2,647,000	2.01
計	—	2,647,000	—	2,647,000	2.01

(注) 当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)現在の自己株式数は、2,650,000株(議決権は2,650個)となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4 月	5 月	6 月
最高(円)	252	248	251
最低(円)	194	217	217

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,099	9,400
受取手形及び売掛金	26,308	31,776
商品及び製品	17,316	19,454
仕掛品	2,127	2,125
原材料及び貯蔵品	16,813	25,081
繰延税金資産	398	498
その他	3,655	3,058
貸倒引当金	△446	△614
流動資産合計	76,273	90,779
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 19,253	※1 19,531
機械及び装置（純額）	※1 48,194	※1 49,812
土地	69,055	69,388
その他（純額）	※1 2,725	※1 2,258
有形固定資産合計	139,228	140,990
無形固定資産	611	659
投資その他の資産		
投資有価証券	7,189	※3 5,954
繰延税金資産	46	32
その他	1,300	1,301
貸倒引当金	△199	△168
投資その他の資産合計	8,336	7,120
固定資産合計	148,176	148,770
資産合計	224,450	239,550
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,154	21,981
短期借入金	37,609	41,641
1年内償還予定の社債	—	20
未払金	3,930	3,968
未払費用	1,624	1,417
未払法人税等	165	792
賞与引当金	802	1,257
その他	1,118	2,993
流動負債合計	63,405	74,071

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
固定負債		
長期借入金	53,040	52,168
繰延税金負債	8,300	8,122
再評価に係る繰延税金負債	11,626	11,714
退職給付引当金	3,616	3,611
役員退職慰労引当金	122	130
環境対策引当金	240	240
特別修繕引当金	16	15
負ののれん	3,970	4,053
その他	535	531
固定負債合計	81,468	80,588
負債合計	144,874	154,659
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,538	15,538
資本剰余金	10,339	10,339
利益剰余金	18,675	24,579
自己株式	△597	△596
株主資本合計	43,956	49,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,575	487
土地再評価差額金	15,698	15,814
評価・換算差額等合計	17,274	16,301
少数株主持分	18,345	18,727
純資産合計	79,575	84,890
負債純資産合計	224,450	239,550

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	71,503	34,040
売上原価	64,701	38,215
売上総利益又は売上総損失 (△)	6,801	△4,175
販売費及び一般管理費		
販売費	※1 2,529	※1 1,389
一般管理費	※1 2,147	※1 2,012
販売費及び一般管理費合計	4,676	3,402
営業利益又は営業損失 (△)	2,125	△7,577
営業外収益		
受取利息	4	5
受取配当金	126	73
負ののれん償却額	82	82
不動産賃貸料	54	58
その他	69	68
営業外収益合計	336	288
営業外費用		
支払利息	325	348
遊休設備に係る費用	81	—
休止固定資産減価償却費	—	80
その他	189	217
営業外費用合計	597	646
経常利益又は経常損失 (△)	1,864	△7,935
特別利益		
移転補償金	—	※2 1,702
固定資産売却益	※3 9	※3 304
貸倒引当金戻入額	—	137
特別利益合計	9	2,144
特別損失		
固定資産除却損	※4 19	※4 20
特別損失合計	19	20
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	1,855	△5,811
法人税、住民税及び事業税	623	148
法人税等調整額	△181	52
法人税等合計	442	200
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	454	△378
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	958	△5,633

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	1,855	△5,811
減価償却費	2,374	2,302
貸倒引当金の増減額(△は減少)	79	△137
賞与引当金の増減額(△は減少)	△826	△455
退職給付引当金の増減額(△は減少)	100	4
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	5	△8
特別修繕引当金の増減額(△は減少)	2	1
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△34	—
受取利息及び受取配当金	△131	△78
支払利息	325	348
有形固定資産除却損	19	20
有形固定資産売却損益(△は益)	△9	△304
移転補償金	—	△1,702
売上債権の増減額(△は増加)	△8,933	5,409
たな卸資産の増減額(△は増加)	△8,080	10,403
仕入債務の増減額(△は減少)	10,942	△4,217
未払消費税等の増減額(△は減少)	113	△177
その他	1,656	813
小計	△539	6,409
法人税等の支払額	△445	△716
営業活動によるキャッシュ・フロー	△984	5,693
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,644	△1,146
有形固定資産の売却による収入	25	69
無形固定資産の取得による支出	△1	△0
固定資産の除却による支出	△2	△177
投資有価証券の取得による支出	△1	△1
貸付けによる支出	△2	△0
貸付金の回収による収入	9	13
利息及び配当金の受取額	130	78
その他	1	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,485	△1,137

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	2,350	△4,640
長期借入れによる収入	7,300	4,140
長期借入金の返済による支出	△1,815	△2,659
社債の償還による支出	△20	△20
自己株式の取得による支出	△411	△0
子会社の自己株式の取得による支出	△0	—
配当金の支払額	△282	△308
少数株主への配当金の支払額	△25	△24
利息の支払額	△325	△337
その他	△0	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,769	△3,853
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	△2
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	299	699
現金及び現金同等物の期首残高	3,650	8,900
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,950	※1 9,599

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前第1四半期連結会計期間末における「商品」、「製品」及び「半製品」を「商品及び製品」に、「原材料」及び「貯蔵品」を「原材料及び貯蔵品」に含めて掲記しております。なお、当第1四半期連結会計期間末の「商品及び製品」に含まれている「商品」は3,548百万円、「製品」は6,986百万円、「半製品」は6,781百万円で、「原材料及び貯蔵品」に含まれている「原材料」は12,658百万円、「貯蔵品」は4,155百万円であります。 (四半期連結損益計算書関係) 前第1四半期連結会計期間において、「営業外費用」に「遊休設備に係る費用」として表示していましたが、XBRLの科目表示を考慮し、より明瞭に表示するため、当第1四半期連結会計期間より「休止固定資産減価償却費」として表示しております。前第1四半期連結会計期間における「遊休設備に係る費用」に含まれている「休止固定資産減価償却費」は35百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1	一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2	固定資産の減価償却費の算定方法 固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
該当事項はありません。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 163,031百万円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 161,449百万円
2	受取手形割引高 404百万円	2	受取手形割引高 300百万円
	受取手形裏書譲渡高 16		受取手形裏書譲渡高 27
※3	—	※3	貸付有価証券 「投資有価証券」の一部を株券貸借取引契約により貸し出しております。当該貸付有価証券の連結貸借対照表価額は2,309百万円であります。
4	保証債務 従業員及び関連会社の金融機関借入金について保証しております。	4	保証債務 従業員及び関連会社の金融機関借入金について保証しております。
	保証債務残高		保証債務残高
	従業員(住宅資金) 160百万円		従業員(住宅資金) 163百万円
	エヒメシャーリング(株) 150		エヒメシャーリング(株) 150
	(株)サンマルコ 100		(株)サンマルコ 100
	合計 410		合計 413
5	債権流動化に伴う買戻義務限度額 545百万円	5	債権流動化に伴う買戻義務限度額 482百万円
6	貸出コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関22行と総額222億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当第1四半期連結会計期間末において当該契約に基づく実行残高はありません。	6	貸出コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関22行と総額222億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントライン契約の総額 22,200百万円 借入実行残高 2,000
			差引額 20,200

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)																																																
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>販売運送費</td><td>2,372百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>98</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>133</td></tr> <tr><td>給料諸手当</td><td>725</td></tr> <tr><td>賞与手当</td><td>85</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>159</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>42</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>4</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>193</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>125</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>124</td></tr> <tr><td>外注作業費</td><td>35</td></tr> </table> ※2 — ※3 固定資産売却益は車両運搬具の売却によるものであります。 ※4 固定資産除却損の内訳 <table> <tr><td>機械及び装置</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>撤去費用等</td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19</td></tr> </table>	販売運送費	2,372百万円	貸倒引当金繰入額	98	役員報酬	133	給料諸手当	725	賞与手当	85	賞与引当金繰入額	159	退職給付費用	42	役員退職慰労引当金繰入額	4	福利厚生費	193	減価償却費	125	賃借料	124	外注作業費	35	機械及び装置	16百万円	撤去費用等	2	合計	19	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>販売運送費</td><td>1,347百万円</td></tr> <tr><td>給料諸手当</td><td>667</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>168</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>78</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>10</td></tr> </table> ※2 主として道路建設用地の建物等の移転に伴い受領した移転補償金と固定資産除却損等を相殺した金額であります。 ※3 固定資産売却益は土地等の売却によるものであります。 ※4 固定資産除却損の内訳 <table> <tr><td>機械及び装置</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>建物等</td><td>2</td></tr> <tr><td>撤去費用等</td><td>5</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20</td></tr> </table>	販売運送費	1,347百万円	給料諸手当	667	賞与引当金繰入額	168	退職給付費用	78	役員退職慰労引当金繰入額	10	機械及び装置	12百万円	建物等	2	撤去費用等	5	合計	20
販売運送費	2,372百万円																																																
貸倒引当金繰入額	98																																																
役員報酬	133																																																
給料諸手当	725																																																
賞与手当	85																																																
賞与引当金繰入額	159																																																
退職給付費用	42																																																
役員退職慰労引当金繰入額	4																																																
福利厚生費	193																																																
減価償却費	125																																																
賃借料	124																																																
外注作業費	35																																																
機械及び装置	16百万円																																																
撤去費用等	2																																																
合計	19																																																
販売運送費	1,347百万円																																																
給料諸手当	667																																																
賞与引当金繰入額	168																																																
退職給付費用	78																																																
役員退職慰労引当金繰入額	10																																																
機械及び装置	12百万円																																																
建物等	2																																																
撤去費用等	5																																																
合計	20																																																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)												
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table> <tr><td>現金及び預金</td><td>4,450百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△500</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>3,950</td></tr> </table>	現金及び預金	4,450百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△500	現金及び現金同等物	3,950	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table> <tr><td>現金及び預金</td><td>10,099百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△500</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>9,599</td></tr> </table>	現金及び預金	10,099百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△500	現金及び現金同等物	9,599
現金及び預金	4,450百万円												
預入期間が3か月を超える定期預金	△500												
現金及び現金同等物	3,950												
現金及び預金	10,099百万円												
預入期間が3か月を超える定期預金	△500												
現金及び現金同等物	9,599												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	131,383,661

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,650,713

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	386	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	鉄鋼事業 (百万円)	エンジニア リング事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	化学事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	66,168	1,069	178	4,086	71,503	—	71,503
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	104	26	136	24	292	(292)	—
計	66,273	1,096	315	4,111	71,795	(292)	71,503
営業利益(△は営業損失)	2,003	△68	129	67	2,131	(6)	2,125

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	鉄鋼事業 (百万円)	エンジニア リング事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	化学事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	29,609	647	136	3,646	34,040	—	34,040
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	180	9	156	18	365	(365)	—
計	29,790	657	292	3,664	34,405	(365)	34,040
営業利益(△は営業損失)	△7,637	△54	106	66	△7,519	(58)	△7,577

(注) 1 製品の種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業区分に属する主要な製品の名称等

- (1) 鉄鋼事業…熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯、線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品、高力ボルト、コークス、鋼片、副産物 等
- (2) エンジニアリング事業…建築総合工事、鋼製魚礁、増殖礁、ロール、パルプ、産業機械 等
- (3) 不動産事業…不動産の賃貸、販売 等
- (4) 化学事業…化学工業薬品 等

3 会計方針の変更

(前第1四半期連結会計期間)

当第1四半期連結会計期間から、たな卸資産の評価基準を、総平均法による原価法から総平均法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これに伴い、鉄鋼事業の営業利益は1,475百万円、化学事業の営業利益は47百万円それぞれ減少し、エンジニアリング事業の営業損失は0百万円増加しております。

4 追加情報

(前第1四半期連結会計期間)

当第1四半期連結会計期間から、有形固定資産の耐用年数を見直しております。これに伴い、鉄鋼事業の営業利益は46百万円、化学事業の営業利益は11百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)における海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものについて、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っていますが、ヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(ストック・オプション関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 475 円 64 銭	1株当たり純資産額 513 円 94 銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	79,575	84,890
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	18,345	18,727
(うち少数株主持分)	(18,345)	(18,727)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	61,230	66,162
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	128,732	128,735

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 7 円 44 銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —円	1株当たり四半期純損失金額 43 円 76 銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	958	△5,633
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	958	△5,633
普通株式の期中平均株式数(千株)	128,833	128,733

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月12日

株式会社中山製鋼所
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 乾 一良 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中畑 孝英 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及び第1四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月12日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	乾	一良	印
----------------	-------	---	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中畑	孝英	印
----------------	-------	----	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅野	豊	印
----------------	-------	----	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 井 博 務
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長藤井博務は、当社の第116期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。